

# 広島県CALS/EC連絡協議会 第9回電子納品分科会 議事録

日時：平成19年3月20日（火） 14:00～15:40

場所：広島県立総合体育館 小会議室（広島市中区基町4-1）

## 1 平成18年度の電子納品の実施及びアンケート結果について【資料1】

（事務局）

- 平成18年度の電子納品の実施件数は、土木関係3部で業務委託154件、工事58件、農林水産部では、業務委託24件、工事25件で全体261件を実施し、受発注者双方にアンケート実施を行いました。
- アンケート集約率は、土木関係3部で受注者17%、発注者16%、農林水産部では、受注者43%、発注者41%となっています。
- アンケート結果について、受注者からの主な意見として、「電子納品チェックソフトの公開」「CADファイル形式の統一」がありました。また、「早期全面電子化」ということについて、業務委託におけるコンサルタントの意見としては全面電子化に積極的な傾向が見られるものの、工事の施工業者の意見としてはカタログ等電子化しづらい書類も多いということで、電子化範囲を限定すべきという意見が多くありました。
- 電子納品成果品として提出されたCD-Rを検証した結果、土木関係3部では、業務委託エラーあり43%、工事エラーあり75%となっていまして、エラー内容は、業務委託では軽微なエラーであるのに対して、工事では問題のあるエラーが多くありました。特に、管理ファイルに緯度経度を記載することを徹底して頂きたい。要領では9999という数字はOKとなっていますが、県要領の参考資料により数値計上して頂きたい。また、CDケース、CDラベルの誤記が多く見受けられました。

## 2 平成19年度の電子納品の実施について【資料2】

（事務局）

- 広島県電子納品実施要領（「業務委託編」「工事編」「建築設計業務編」「営繕工事編」「電気通信・機械設備工事編」「電気通信設備編」「機械設備工事編」）を制定し、電子納品実施案件の拡大を図るとともに、情報共有システムの実証実験、電子納品保管管理システムの検討、電子閲覧の実施を行います。
- 電子納品の実施計画として、業務委託は、平成20年度は設計金額300万円以上実施、平成21年度以降は原則全件実施、工事は、平成20年度は請負対象金額5000万円以上実施、平成21年度は請負対象金額2500万円以上実施、平成22年度以降は実施結果を見極めながら段階的に全件実施へ拡大を予定しています。また、建築設計業務、営繕工事についても、段階的な拡大を予定しています。

## 3 広島県電子納品実施要領の改訂について【資料3～7】

（事務局）

- 広島県電子納品実施要領「業務委託編」「工事編」は、国のガイドラインの一部改定及び平成18年度の電子納品実施結果を踏まえて改訂案を作成しています。
- 今回は大きくは改訂していませんが、間違いを起しやすい点、わかりやすさ、運用上記載したほうがよい項目等を見直しています。
- 主な項目として、「中国地方整備局の手引き」「下水道事業の取り扱い」「写真によりCD-R枚数がふえないように」「電子媒体、CD-Rケース背表紙への記載項目」「納品時チェックシート」を修正・追加しました。詳細については、平成18・19年度比較対象表でご確認ください。
- 広島県電子納品実施要領「建築設計業務編」「営繕工事編」について、国の方での大きな改訂等はありませんでしたので大きく変更していませんが、平成18年度の実施状況を踏まえ、受発注者の理解促進を図るため一部記載等の変更を行いました。
- 主な項目として、「図面ファイルの形式」「工事完成図書の電子化対象書類の拡大」「レイヤリストファイル」「図面以外のファイル名」「事前協議・検査前チェックシート」を見直して

います。

(受注者)

- ・ 広島県電子納品実施要領は、国土交通省等の要領・基準に準拠して作成され、国との差異を要領の最初に示されており、国と大きく違うところがないので、今回の改訂について特に意見はありませんが、今後も極力、国土交通省に準拠する方向で進めて頂きたい。
- ・ 具体の内容についてですが、「業務委託編」の測量に関する事項で、広島県独自の取扱いがあるので、国と県の差異に載せて頂きたい。
- ・ また、「電子媒体納品書」についてですが、国では管理技術者の印鑑でよいのですが、広島県では代表者印となっていますので理由を聞かせてください。

(事務局)

- ・ 国や各県で要領が異なるということは受注者に負担になるため、広島県では基本的に国に準拠という方針としています。ただし、県の実情（パソコン等の機器、事務実態、受発注者のスキル等）により、やむを得ず広島県の独自ルールを定めています。将来的には独自ルールを極力少なくしたいと考えています。
- ・ 「業務委託編」の測量に関する事項で、広島県独自の取扱いは、国と県の差異に載せます。
- ・ 「電子媒体納品書」について、国と比べて広島県の場合、大手企業から中小企業まで色々いまして、特に中小企業においては会社の成果品として提出して頂きたいという理由で、代表者印という扱いにしています。
- ・ 最後に、広島県では10月から入札制度改正による一般競争入札の拡大実施となり、電子入札も拡大実施となります。このため、5月中旬に「建設業関係説明会（例年実施）」、6～7月頃に「電子入札説明会」を県内5箇所で開催します。また、電子入札に対応されていない業者を対象に「電子入札システム操作研修」を行いたいと思いますので、別途ご連絡しますが、会員企業の方に周知して頂ければと思います。
- ・ 本日のご意見・要望等を踏まえまして、土木、農林、建築・営繕関係に関する電子納品の実施について「広島県CALS/EC連絡協議会」へ諮りたいと思います。

(以上)